

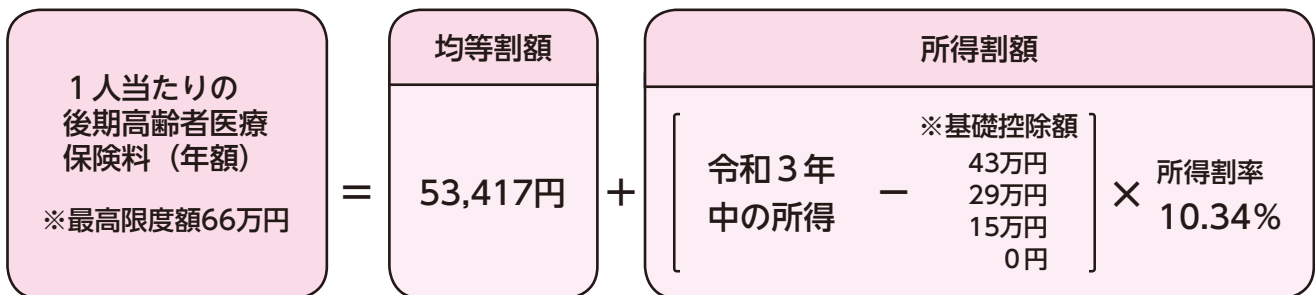
令和4年度

後期高齢者医療保険料が決定しました

- 75歳の誕生日から生活保護受給者などの人を除き、全ての人が加入します(加入手続きは不要です)。
- 加入は個人単位で、保険証と被保険者番号は1人に1つあります。
- 医療費の自己負担割合は、令和4年9月までが1割または3割で、10月から新たに2割が追加されます。
- 令和4年度の保険料や納付方法などは、7月中旬に通知します。

国保年金課☎(29)5084、総合支所、支所

令和4年度 後期高齢者医療保険料



※基礎控除額＝合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります

所得は毎年必ず申告してください

後期高齢者医療保険の加入者は毎年所得の申告が必要です。申告していない場合、正確な保険料の計算や、所得が一定基準以下の場合における保険料の一部軽減措置を行うことができません。

自身の軽減額は7月中旬に送付する通知書で確認してください。

65～74歳の障害のある人へ

65歳から74歳までの人は、申請すると障害の程度により、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。加入した後でも、申し出によりいつでも撤回することができます。

対象となる障害

- 国民年金法などにおける障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1～3級および4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 療育手帳A

手続きに必要なもの

- 障害の状態を明らかにする書類(国民年金証書、身体障害者手帳など)
- 現在加入している健康保険被保険者証
- マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなど

新しい保険証を2度郵送します

8月1日から9月30日まで使用できる新しい保険証(桃色)は、7月中旬に各加入者宛てに簡易書留郵便で送付します。10月1日から新たに窓口負担割合に2割が追加されるため、令和4年度に限り、再度10月1日からの保険証(オレンジ色)を9月中旬に郵送します。

保険証の有効期間に注意してください

- 1回目 7月中旬
桃色の保険証
有効期間：8月1日～9月30日
 - 2回目 9月中旬
オレンジ色の保険証
有効期間：10月1日～令和5年7月31日
- ※有効期間を過ぎた保険証は、各自で処分してください。

点字シールを希望する人へ

希望者には点字シール(封筒に「保険証在中」、被保険者証に「保険証」と点字印刷したもの)を貼り送付します。希望する人は6月24日(金)までに保険年金課へ連絡してください。昨年までに点字シールを希望した人には、引き続き点字シールを貼って送付します。